

「多喜二祭」東京・中野ゼロ小ホール



3・15弾圧の歴史に学び 憲法改悪反対の輪を広げましょう

同盟は、かつての治安維持法による一九二八年(昭和3)三月十五日と翌年四月十六日の全国的な思想弾圧を記念して、今年も全国各地で犠牲者を顕彰する集会が開かれています。憲法改悪に反対して治安維持法体制の再現を許さず、治安維持法犠牲者に謝罪と賠償を求める同盟の署名運動は、政府が過去の過ちを認めること。国会は治安維持法犠牲者の実態を調査すること。「戦争犯罪と人道に反する罪に時効はない」国際条約を早急に批准することを求めているのです。

二月九日、横浜地裁は戦争末期の暴虐な弾圧事件「横浜事件」について、無罪でなく「免訴」としました。治安維持法による特高警察の拷問の事実―国による過去の戦争と人道上の犯罪に蓋をする不当な判決でした。本号「抵抗の群像」の堀紀子さんは、「戦争の前には弾圧がある」と語っているように、かつての治安維持法弾圧の嵐のなかで国民の自由は奪われ、「満州事变」「十五年戦争」へと侵略戦争は拡大されたのでした。いま小泉首相は、国内外の反対の声を無視して戦犯を祀った戦争賛美の靖国神社参拝を、心の問題」としてきましたが、日本の侵略によって数千万人の命を奪ったアジア諸国民の「心の傷」、反戦平和を求めたために、治安維持法によって弾圧された数十万人の犠牲者の「心の傷」をどう受けとめているのでしょうか。



No.381

編集発行人 中西三洋
治安維持法犠牲者
国家賠償要求同盟

〒113-0034 東京都
文京区湯島2-4-4
平和と労働センター・全労連会館
Eメール chian@plum.plala.or.jp
電話 03 5842 6461
FAX 03 5842 6462
振替 00110-6-97793
定価 50円

主 な 記 事

- 5・16国会請願にむけて……………2
- 横浜事件再審公判―審判決と同盟の課題/増本一彦……………3
- 3・15、4・16弾圧事件とは/小口巽……………4
- 顕彰碑/「農民の父」可児義雄……………5
- 時の焦点/トリノ・オリンピック……………5
- 抵抗の群像/堀紀子……………6
- 同盟歌壇/碓田のぼる選……………7
- 書棚/「平和の脈脈と日本共産党」松本善明……………7

5・16国会請願にむけて

五〇万署名の達成と会員拡大を!!

二月一日現在、国会請願署名の到達は秋田が一〇四%で目標の二万筆を突破したのをはじめ青森が五九・二%、長野、滋賀が五四・四%、鳥取、山形が四〇%台、岐阜、京都、岡山、新潟、島根、千葉が三〇%台となっています。全国合計は十四万三千余筆で目標の二八・六%にとどまっています。

長野県本部は、二月二十八日理事会を開き今年こそ目標を何としてもやり抜こうと意思統一しました。ここでは新潟県境で三メートルの積雪地の支部が連日の除雪作業、豪雪との格闘のなかで先進をきつて六九%までやり遂げました。副会長の出沢広治郎さんは「雪がある今こそ出番。雪解けになれば農作業で誰も家にいなくなる」と意気軒昂。会議ではその意気込みでやる」と出席していた理事も奮い立ち、三月末までで、署名達成

月間」として全会員を訪問し激励、協力を訴えることにしています。県本部としても、労組、民主団体に重ねて協力をお願いし、憲法九条を守る県民過半数の署名活動と結んでとりくみを強めています。

なお、当日は、理事会のあと治安維持法と今日の課題」について柳河瀬精中央本部副会長)さんの話を聞き学習会もおこないました。先日も茨城県本部がお願いした労働組合から三〇〇筆近い署名が中央本部に送られてきました。

五月十六日の国会請願まであと二カ月余、各県本部・支部がすべての同盟員と署名に協力していただいている個人、団体にあらためてお願いし、請願署名と会員拡大の自主目標を達成しましょう。

横浜事件の再審判決について

同盟中央本部が抗議声明

横浜地方裁判所が二月九日、横浜事件の被告に「免訴」判決を下したことに、同盟中央本部がつぎの抗議声明(要旨)を発表した。

判決は「免訴」でなく、「無罪」となすべきである。「免訴」としたことは、治安維持法下の特高警察による拷問の実態を司法の場において明らかにする道を奪うもの

で、人権を守るべき司法の責務を

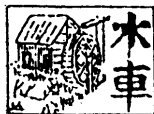
会員の拡大では大阪、鳥取につづき青森が会員拡大目標を突破し、徳島が会員一〇〇名を越えしました。青森県本部は、「時代を撃て・多喜二」の上映などと結び、地域ごとに会議をもち対象者をあ

げて会員拡大にとりくみ、豪雪で大変ななか三カ月間で二十一人が入会し、会員の増えた三八地域、上十三地域などの支部の確立にも力を入れています。

五月十六日の国会請願まであと二カ月余、各県本部・支部がすべての同盟員と署名に協力していただいている個人、団体にあらためてお願いし、請願署名と会員拡大の自主目標を達成しましょう。

放棄したもの。判決が特高の拷問の認定を回避しても、治安維持法が思想を抑圧した天下の悪法であり、特高が拷問と暴虐のかぎりをつくしたことは歴然の事実であり、治安維持法犠牲者に対する国家の謝罪と賠償をなすべき責任は、いささかも軽くない。

われわれは、治安維持法犠牲者に対する「謝罪と国家賠償のための特別立法」の制定を要求する五十万署名活動をさらに推進する。



木車

コント集団、ザ・ニクスパーバー観たことありますか? ▼髪のカツラをかぶり、付け鼻を付けた、

話術も声も仕草も小泉首相ソックリの役者が登場し国内外の、旬のニュースの裏を「笑い」が見せてくれる。例えば、「私は国民の期待に答えている、ただ騙しているだけです」といった調子▼きわめ付けは、皇室一家の登場である、さる高貴なご一家、住所は東京都千代田区一丁目一番地お堀に囲まれています」と紹介され、衣装を纏った役者たちがそろりそろりと登場する▼小学生のよみかた教室のようなふせーじを読み上げたり、私たちのおもな仕事は国民に向かつて手を振ることですとか、「私たちは国民のみなさまの税金で優雅にくらしています。こんど結婚した黒田家も東京都の職員ですから、やはり税金でお世話になっております」などなど涙がでるほど笑わせてくれる▼権力批判のキバを抜かれ、ジャーナリズムの精神を失ったマスメディアに歯がゆい思いをさせられているだけにみる者に一服の清涼剤となります。全国での公演も予定されているようです。一見を (倉)

一 免訴の不当性

横浜事件の再審公判において、横浜地裁は十七年余りにわたって闘ってきた被告等に対して、免訴を言い渡しました。免訴の理由は、治安維持法が一九四五年一〇月一五日に廃止となったが、その翌々日の一七日に被告等は大本赦となったので、治安維持法違反の犯罪事実の存否を判断することができないというのです。

これは、以下の点で不当きわまらない判断です。

第一は、この大本赦は、明治憲法にもとづく天皇の権限で行われたものであつて、ポツダム宣言の受諾と降伏文書の調印によつて、すでに明治憲法自体が効力を失つており、天皇に大本赦、特赦などの権限があつたとは言えないことを無視していることです。

ポツダム宣言の受諾と降伏文書の調印によつて、現行憲法が誕生するまでの期間は、明治憲法の失効による国民主権主義への民主主義的変革の過程が進行していたのであつて、すべての天皇の権限は法的に剥奪されていたのです。

したがつて、法律形式的には天皇による大本赦という行為があつて

も、それは変革過程の事実的行為だといふべきなのであつて、この事実的行為の大本赦があつても、無実を主張する者が裁判のやり直しを求めるならば、実体的真実にもとづいて「無罪判決」をすべきなのです。治安維持法の制定と執行に最も重大な責任を負つべき天皇が、治安維持法犠牲者に対して行つた大本赦は、天皇の戦争責任と人道に反する罪による責任問題を隠蔽・回避するものといふべきで、今回の横浜地裁の「免訴」判決は、

横浜事件再審公判

一審判決と同盟の課題

増本一彦 (中央本部副会長)

天皇とその下において治安維持法を執行した特高警察官、思想検事及び裁判官等の戦争と人道に対する罪による責任問題の解明を免罪し、回避したものです。マスコミが、この「免訴」判決に対してこぞつて「裁判所は、過去の歴史的事実と向き合え」と批判したのは当然のことと言えましよう。

この判決の不当性の第二は、再審裁判が旧刑事訴訟法のもとで行われるものであつても、再審裁判

所は日本国憲法のもとで構成された裁判所として再審被告等の人權救済を旨としており、裁判所自らが過去の司法の重大な誤りを正す姿勢を貫くべきであるのに、これさえも回避していることです。

「再審」とは、司法の誤りを司法自ら正す制度なのですから、裁判所は再審請求人と再審被告等の侵害された人權の救済のために、職権を発動しても実体真実を究明する責務があるはずで、裁判所に、こうした自浄機能がなければ、国民の司法に対する信頼はますます低下するものと言わなければなりません。

第三に、横浜事件における特高警察官の苛烈で、非人道的な数々の拷問によつて強制された自白のみによつて有罪判決を受けたことは、この事件の被告等の口述書と拷問を實行した特高警察官に対する特別公務員傷害事件の有罪判決記録において、すでに明白であるのに、これを無視し、この冤罪事件に蓋をすることは、歴史の真実を司法自らが歪曲したと言わざるを得ません。横浜地裁は免訴判決

でも刑事補償等の権利救済の道はあると言っていますが、自らの責任を回避する遁辞に過ぎません。

二、同盟の課題と役割
再審被告等の請求人等は、無罪判決を求めて、控訴しました。

同盟は、控訴審における無罪判決の実現のために、請求人等や支援者等関係者の意向を尊重しつつ支援活動をいつそう強めましよう。

そのために、横浜事件の「真実」を国会請願署名活動と結びつけて広く国民に知らせましよう。また、昨年の第32回全国大会決議「国会は調査会を設置し、治安維持法の執行と適用を検証し、それがもたらした国民の被害と犠牲の実態を調査し、その結果を国民に公表することを求める決議」を宣伝し、世論の支持を獲得しましよう。

また、拷問と暗黒裁判の実態を隠蔽する「免訴」判決は、現に進められている「戦争をする国家体制」づくりを目的とした共謀罪創設、軍事裁判所設置、秘密保護法の策動など改憲と「暗黒政治の再現」の流れに手を貸すものであり、改憲阻止、悪法阻止とともに同盟の運動を強化していきましよう。

3・15、4・16弾圧事件とは？

その歴史の教訓に学ぶ

寄稿：小口 巽

もう80年近く経過した「三・一五」(一九二八年)、「四・一六」(一九二九年)の事件を記念する行事を毎年催す意義はどこにあるのでしょうか。

もう80年近く経過した「三・一五」(一九二八年)、「四・一六」(一九二九年)の事件を記念する行事を毎年催す意義はどこにあるのでしょうか。

「国体の変革」には死刑！

多喜二はのちに、彼が小説に描いたとまったく同様の凄惨な拷問で殺され、山本宣治も右翼暴漢に刺殺されました。この二人をはじめ数十万の人々に加えられた、こうした特高らの暴虐は、希代の悪法——治安維持法によるものでした。

多喜二や山宣の怒りと告発

この二つの事件は、戦前の日本共産党や労働組合・民主的な勢力への最大規模の弾圧事件でした。一九二八年三月十五日早晩、全国いっせいに共産党や活動家への警察による不法な襲撃で、検挙者約千六百名(起訴約五百名)にものぼりました。

小林多喜二は、「一九二八年三月十五日」の中で、このときの特高警察によるすさまじい弾圧・拷問の実態を怒りをこめて描き出しました。また、山本宣治代議士も、第56帝国議会での「拷問・不法監禁に対する質問」で、特高の暴虐を徹底的に暴露・糾弾しました。

「三・一五」の翌年にも、四月十六日を中心に、またもや官憲は千名にも及ぶ検挙者を出す大弾圧を仕掛けました。

多喜二はのちに、彼が小説に描いたとまったく同様の凄惨な拷問で殺され、山本宣治も右翼暴漢に刺殺されました。この二人をはじめ数十万の人々に加えられた、こうした特高らの暴虐は、希代の悪法——治安維持法によるものでした。

の権限によって、戦争を始めること、軍隊を動かすことは、内閣も議会も一切口出しできず、戦争は軍部中枢の意のままに起こされました。陸海軍の兵士は、同憲法20条の「兵役の義務」によって強制的に徴兵され、子どもたちも、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」(教育勅語)と、天皇のために死ぬことが名譽と教育されました。

「国体ヲ変革」とは、このような天皇専制の政治をやめさせ、日本を、国民が主人公の平和な国につくり変えることだったのです。

第1回普選と支配階級の驚愕

日本の労働者・農民は、世界にも例をみない弾圧政治、大資本家、大地主の搾取・収奪に抗して、生活と権利を守り、自由を獲得するたたかいをやめませんでした。

特に「大正」時代を通じて、広汎な国民が、その実現を求めて運動を続けた「普通選挙法」は、ついに一九二五年に成立(但し男子25歳)しました。支配階級は同時に治安維持法を強行し、国民の政治的進出の抑圧をはかったのです。

普選の第一回選挙は一九二八年二月実施、最も戦間的な労働農民党は約十九万票を得て山本宣治ら

二名当選、非合法の日本共産党は公然と「労働者農民の政府を」と訴えました。無産政党全体の得票は約五十万で八議席。この結果に驚いた田中義一内閣は、このままでは「国体」が危くなり、侵略戦争も意のままにならぬと、この大弾圧をおこなったのです。

「九条守れ」と戦前の教訓

いま、憲法を改悪し、アメリカのいうままに再び日本を「戦争する国」にする策動がつよまっています。共謀罪の企み、合法的な宣伝活動への不当弾圧等「治安維持法再現」といわれる弾圧体制がつよめられています。特高の非人道的拷問を免罪にする横浜事件再審判決もゆるすことができません。

こうした反動的な攻撃に対して国民は「九条守れ」の声を大にしていたたかっています。日本国憲法の不戦・恒久平和、国民主権、基本的人権等の世界に誇れる理念・原則は、戦前の、先人たちの、言語に絶する苦難に屈せぬたたかいによってこそ築かれたものです。過去の、弾圧とのたたかいから歴史の教訓を正しく汲みとってこそ未来へ向けた力つよい前進が保障されるのです。(全国常任理事)

顕彰碑

岐阜県郡上市

「農民の父」と秋田で慕われる 可児義雄の故郷に顕彰碑建つ

大正後期から昭和初期にかけて秋田県内の小作争議などを指導した可児義雄（1894—1935年）の顕彰碑が05年10月9日、故郷の岐阜県郡上市の福常寺境内に建立された。可児の顕彰碑は秋田県小坂町に一基、北秋田市に二基あり、さらに東京多摩墓地にも建てられたが、今は遺族の住む愛知県犬山市に移されている。

可児義雄は東京で生まれ母の実家である福常寺に移った。郷里で代用教員をつとめ、東京で苦学し、のちに足尾銅山の坑夫となつて労働運動に参加。1924年、29歳で



可児義雄は東京で生まれ母の実家である福常寺に移った。郷里で代用教員をつとめ、東京で苦学し、のちに足尾銅山の坑夫となつて労働運動に参加。1924年、29歳で

秋田県小坂鉾山の煙害反対運動を農民組合の要請で指導。補償額を一挙に20倍以上にする成果をあげた。この闘争で可児は「労農提携」を訴え、「日本労農運動のなかでも先駆的」と評価されている。

34歳で全国農民組合秋田県連の委員長に選ばれ、阿仁前田の小作争議の指導を要請され活動、大乱闘寸前に「これ以上農民の犠牲はだせない」と進んで自首、最後の演説に三百人余の男女農民は声を上げて泣き、逮捕にきた警官の誰もが目に涙を浮かべていたという。35年1月9日、獄中で結核が悪化死した。（詳しくは「不屈」04年6月号「抵抗の群像」近江谷昭二郎）『治安維持法と現代』No.9「可児義雄の生涯」和田昌三、参照）

（岐阜県中濃支部 和田昌三）

時の焦点

「いまこそ行動する時。世界に平和を広めよう。」こう訴えたオノ・ヨーコの登場はだれもが想定外。亡夫ジョン・レノンの「イマジン」が大合唱となつて会場を包みみました。ソフィア・ローレンを先頭に八人の美女たちの五輪旗の行進に古典文学の女の平和を連想しました。「スポーツが国家、政治、宗教、言語の壁をのりこえて一つになることを見せてほしい」と国際オリンピック委員会の口

ゲ会長の宣言のあと、その期待にこたえるように、くもの巣のようなネットを自在にかけめぐる人間集団のパフォーマンスが巨大な「平和の鳩」を演出しました。

イタリア・トリノの冬季オリンピック開会式。八十カ国五千人の選手、数万人の観衆、リアルタイムに視聴する世界数十億の耳目を集めました。

トリノ・オリンピック

「より速く、より高く、より美しく」。オリンピックは、とかく優位性を競う民族の祭典から、平和・友好・協力の人類の祭典としての進化を、トリノから世界に発信しました。

現在、オリンピックはたけなわで、いよいよ今夜半からスケート女子フィギュアがはじまります。国別対抗の視点からはこれまでの日本の成績はどん底。しかし選手自体はほとんどみな充足感を口にしていきます。メダルは勝利の象徴ばかりか人類至高の到達点としての意義を会得していて、結果もさりながら、それまでの努力の経過を互いに尊重するようになってきています。

一方、機会に恵まれなかった黒人選手のスピード・スケート初優勝。交通事故の重傷から力ムバックを果した不屈のスキー選手等に、世界は惜しみない拍手と喝采で迎えました。

現代世界は、依然地域的戦争や紛争、民族的宗派的対立を根絶できないまま、エイズや鳥インフルエンザ、BSE、新型肺炎などの疫病や、飢餓・貧困などの生活苦に加えて、地震・津波、風水害、環境汚染などの災厄の脅威に直面しています。

「戦争やテロなどもつての外」、「五つの大陸、七つの海に平和と友好と連帯」。警鐘を鳴らすオリンピックです。〇六・二・二二記（元）

抵抗の群像

戦争の前には思想弾圧がある

——日々監視下の生活——



堀 紀子・談

戦争の前にはきまって治安維持法のような弾圧する法律が出てきます。ですからこれを許すと大変なことになるのです。

戦前の治安維持法が出る前には、一九〇〇(明治33)年の治安警察法があります。そして明治37年には日露戦争です。戦争の前にちゃんと弾圧法が出てくる。これは、戦争を進めるために事前に集会・結社、大衆運動などを取締る必要があるためです。真つ先に政治運動、労働運動を弾圧します。

私は日露戦争の真つただ中の一九〇四(明治37)年に生まれました。父は軍医として戦争にも行っています。若い医者が村にきた時、自ら村を離れて朝鮮に行きました。一九二二(大正11)年十月に朝鮮で死んだのですが、その朝鮮で父が病気の時、私が一人で朝

鮮に行きました。十八歳の時でした。

日本と朝鮮を結ぶ関釜連絡船に乗り、私は船の中で『文芸春秋』という小説雑誌を読んでいたのです。まだ純真な少女でしたから、本が汚れないように綺麗な色紙でカバーしておりました。その船の中で私は捕まってしまうました。『文芸春秋』を見て、お巡りさんが「これは赤い本だ」と言うわけです。表紙カバーが赤かったからです。赤なら何でも「アカ」なのです。『文芸春秋』といつてもお巡りさんはどんな本かも知らないし、見たこともない。「ウン、コラ、アーン」と言うだけです。

釜山に着いて父を訪ねてみると、もう村では神様みたいにされているのです。それは朝鮮人の患者さんも日本人と同じように扱っ

ていたからでした。当時は、朝鮮は植民地として踏み台にしていたから、朝鮮の美味しい米などはみんな日本に持って行き、朝鮮人はヒエとかアワとか唐辛子という貧しさでした。

一九二四(大正13)年に、私は福岡の女子専門学校に入りました。八月の夏休みの時でした。博多で女専の友達から「この本を読みなさい」と言つてペーベルの婦人論を貸してくれたのです。私はそれを抱えて夜家に帰る途中でした。お巡りさんが「ちよつと来い」と言うのです。田舎だったし夜も一〇時をすぎたと思ひます。この年は治安維持法が出来る前の年、第一次共産党弾圧があつた翌年のことでした。それで「おまえ何を持ってるのか」と言うから「ペーベルの『婦人論』です」と答えると、「なに、ペーベ？」

「小説か？」と言つから、「婦人論です。私女だから婦人論を勉強しているの」と言いました。「それじゃ、共産党の本だ」と言つて、むりやり私は警察に連れていかれました。

今の子どもたちは批判的な目を持っていてと思いますけれども、戦時中は「忠君愛国」の教育でした。それがわが家では平気で「天ちゃん」だとか、真琴(夫、戦後労働党党首)なんかは「あんなのは穀つぶしだ」などと悪く言うていました。でも「こんなことは学校で言つちやいけないよ」と息子には言うのですが、学校の教育は徹底していませんね。終戦になつた時、みんなで大喜びして、「もう特高警察もなくなつた」「やつとパンザイだ」と言つて真琴と二人で嬉し泣きしたものです。でも息子は「戦争に負けた」と言つて泣いていました。

私の経験で思ふことは、最初に言つたように、弾圧や戦争が起つてからでは遅すぎるということです。その危険は事前に防がなければ大変なことになるといふことなのです。

一九三一(昭和6)年には「満州事変」が起り全面戦争になり

ました。それから敗戦にいたるまで、ちよつと散歩に出ると尾行でした。本当に戦争中は暗くて大変でした。うつとうしいこと甚だしかったです。

(「不屈」神奈川版より要約。紀子さんは2000年1月30日死去)

同盟歌壇

碓田のぼる選

「戦争は悪だ」と詠みし終二の歌口ずさみ行く九条の会に
戦知らぬ若き政治家ら戦前の誤謬再び繰り返すこと
〔評〕かつて「朝日歌壇」の選者であった宮柊二を憶う歌である。
二首目は、戦争の惨胆も知らぬ政治家への批判と怒り。

岐阜県 和田 昌三

ホウホウと鳩の啼き声きながら九十九歳秋元氏の本読む
次の一手われ三時間余を費すも渡辺竜王一分で指す
〔評〕九十九歳の精神医学者の本に、驚きと生きる力を得ている。
「ホウホウ」の擬音語は、作者のその時の心理に通ずる。

静岡県 江川 佐一

政権がまたも報道管制を敷くと言つのに記事すらもなく(批判は「赤旗」のみ)
〔評〕体制擁護の不甲斐ないマスコミの現状への作者の告発。

東京都 若林 義文

「不屈」紙の年賀に載りし沖縄の友の名前が今年も光る
〔評〕年賀広告に、今もたたかう友の名を見出し、自らも励ます。
アメリカの牛肉喰わねば制裁とそんな独立国があつてたまるか
〔評〕強い怒りを、アメリカにも日本の政府にもぶつけている。

大分県 渡辺 幹生

夫人院し一人の食卓残り物ならべてテレビのスイッチを入れる
〔評〕一人の淋しさや不安が、「残り物」や下旬ににじんでいる。

新潟県 加茂川ハル子

博光逝きぬわが青春の思い出に小牧近江詠みしアラゴンの詩
〔評〕詩人大島博光を追悼する。アラゴンへの傾倒をしきり思つ。

東京都 山崎 元

書棚

松本善明著

『平和の鉾脈と日本共産党』新日本出版社刊

一、八九〇円

国会議員三十三年、戦後政治史の大半を国政の場で活躍した著者が、政治を変えるためにはどうしたらよいのか、若い人たちに社会進歩の事業を受け継いでほしいとの願いを込めて記したものだ。

前半は、いまの日本の政治で一番問われているものは何かとして、憲法と、小選挙区制問題を取り上げ、後半は、自民・公明で三七議席(六八%)を占める国会状況から、展望が見えにくいなか、三分の一世紀を衆院議員として活躍した著者の目で見つめ直すと、はつとするような突破口があること。その核心は、強く大きな日本共産党をつくることによつて展望が開かれることを解明している。

第一章、憲法を守る。憲法改悪の中心は、九条二項。日本をアメリカと一緒に戦争する国にすることである。海軍兵学校に入つた著者が見た、なぜ教科書からいわずさきちひろが消えて東郷平八郎を登場させたのか。井上成美海軍大将

・海軍兵学校長の述懐などには、とくに読み応えが。
第二章、社会党はなぜ凋落したか。健保国会の示したもの。
第三章、急坂の先にあるもの。
○三年の総選挙や翌年の参院選で自民と民主による二大政党化が急速に進んでいるように見える。先の総選挙では、自公の「大勝」にくらべ日本共産党は衆院は二〇から九に。参院も二〇から九。しかし、日本共産党が一九七二年に野党第二党になった当時を振り返ると、現在の政治状況のなかにも新鮮な意味合いが見えてくる。この壁を打ち破り、急坂を登りきると洋々とした眺望が開けることを解明している。

第四章は、選挙に強い党を作る。みずからの一三戦一勝二敗。最高点当選から落選までの教訓、大きな党をつくる秘訣など。どの章も、つきぬ話題で楽しませてくれる。

(幹)

国際部
報告

アジアに向けて国際連帯の活動を

10月12日～16日韓国訪問

一九九七年から昨年までの九年間の「国連要請行動ヨーロッパツアー」では、主に、次のような収穫を得ました。

一、国連人権促進保護小委員会に「治安維持法は日本の天皇政府が侵略戦争遂行のために作った希代の悪法であり、犠牲者に日本政府はいまだに謝罪と賠償をしていない」ことを訴え続けたこと。(発言)

二、「ジャパン・デー」を主催し、文化交流の中で「再び戦争と暗黒政治を許さない。憲法九条は平和の証」と世界のNGOに呼びかけたこと。(交流会)

三、要請行動を体験して、同盟活動に自信と元気を増して帰国し、署名、拡大、報告集会に取り組んだこと。(国内活動へ)

ソウルを中心に

対話と交流の旅

昨年九月、ソウルでの「第四回アジア太平洋法律家会議」では治安維持法と現代日本の課題の発言柳河瀬精さん)が参加者の関心を呼

びました。福岡で獄死した尹東柱の詩碑や、上甲米太郎が入獄した西大門刑務所記念館等もソウルにあります。日本の治安維持法を真似て作ったと言われる韓国国家保安法の廃止を求める「国民連帯」などの対話交流も計画しています。

「冬ソナ」「チャンゲム」の口ケ地巡りも自由行動に加えた今回の韓国訪問に、国内の友好団体の方々もお誘いし、アジア連帯、国内連帯を今秋、いっそう盛り多いたものにしていきたいものと願っています。(斎藤 久枝)

沼田秀郷さん

同盟顧問の沼田秀郷さんが二月二十日、肺炎のため、入院先の病院で死去、100歳でした。

一九〇五(明治38)年、茨城県で生まれ、一九三一年に早稲田大学中退、三三年十二月に検挙、懲役三年執行猶予5年。三八年の唯研弾圧で再検挙。四一年の日米開戦翌日検束、水戸刑務所へ。

戦後、日本共産党中央委員、水彩画を得意としました。

事務局日誌

2月1日 葛飾古川苞没後70周年 実行委員会参加

2月10日 3・8国際女性デー実行委員会参加

2月16日 葛飾ピラ配布不当弾圧対策会議参加

「不屈」3月号編集会議 日本国際法律家協会理事會参加

2月17日 多喜二祭参加

2月20日 3・18無名戦士募合同合葬祭実行委員会参加

2月22日 国際人権活動日本委員会幹事會参加

2月23日 3・8国際女性デー実行委員会参加

2月24日 春を呼ぶつどい(東京女性部)

2月27日 葛飾古川苞没後70周年 実行委員会参加

訂正 二月二面、塩田さんの名前誤っておりました。左記のとおり訂正してお詫言いたします。

塩田一向↓塩田一行
(寄贈図書)

『地しばりの花』／「伊藤千代子最後の手紙公開記念の集い」実行委員会(北海道) 五〇〇円

●治安維持法と現代を学ぶ定期誌

「治安維持法と現代」No.10

治安維持法廃止60周年記念シンポジウム全報告、戦時下の治維法弾圧の実相を告発する貴重な論考など掲載。

第16回

全国女性交流集会報告集

全国の女性活動家交流集会の全記録。犠牲者・遺族の証言、平山知子弁護士の記念講演、各地の女性部活動の記録。

定価各1000円・〒240円

企画・編集 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

